

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月25日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 99,825,000円 新株予約権証券 1,842,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 301,317,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	137,500株	1単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 当社普通株式に係る募集（以下「本新株式」といいます。）は、平成27年5月25日（月）開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	137,500株	99,825,000	49,912,500
一般募集			
計（総発行株式）	137,500株	99,825,000	49,912,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は49,912,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
726	363	100株	平成27年6月11日（木）		平成27年6月11日（木）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約書」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
コムシード株式会社 経営管理部	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 上野支店	東京都台東区上野一丁目19番地10号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	275個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	1,842,500円
発行価格	新株予約権1個につき6,700円（新株予約権の目的である株式1株当たり6円70銭）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
払込期日	平成27年6月11日
割当日	平成27年6月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 上野支店

(注) 1. 第4回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成27年5月25日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約書」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	コムシード株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式275,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、726円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,492,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年6月11日から平成29年6月10日までの期間とする。 但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 コムシード株式会社 経営管理部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 上野支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

- (1) 当社は、割当予定先との間での締結が予定される「コムシード株式会社第4回新株予約権コミットメント条項付き第三者割当て契約（以下「本契約」という。）に基づき、本新株予約権を行使することができる期間中のセントレックス市場における当社の普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」という。）、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる。
- (2) 条件成就の場合において、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、条件成就の日のセントレックス市場における当社出来高の15%を、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とする。
- (3) 条件成就の日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、(2)の適用については、上記(2)「15%」とあるのは、「20%」とする。
- (4) 当社が割当予定先に対して行う本新株予約権行使の指示は、条件成就の日の翌日9時まで、行使を求める本新株予約権の数を記載した書面（電子メールを含む。以下「行使指示書」という。）による通知によるものとする。
- (5) 割当予定先が当社より本新株予約権行使の指示を受けた場合、割当予定先は、条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に、行使指示書に定められた個数の本新株予約権を行使するものとする。但し、上記(2)(3)にかかわらず、条件成就日を含む直近7取引日の総行使指示株式数は、割当予定先が当該条件成就日のセントレックス市場における当社の普通株式の普通取引の終了時点で株式貸借契約に基づき保有（割当予定先が株式の振替を行うために開設した口座に、当該時点で残高として現に保有していることをいう。）している株式の数から、当該時点で割当予定先が既に新株予約権を行使したものの口座に反映されていない株式があればその数のうち「株式貸借取引に関する契約書」（割当予定先が当社株主の羽成正己との間で平成27年5月25日付にて締結した、当社普通株式を借り受ける契約をいいます。）に基づき貸借している株式の総数を超える株式の数を、控除した株式数を超えないように行われるものとする。
- (6) 当社に関する公表されていない事実又は事態（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいう。以下同じ。）が存在する場合、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社は本契約に基づく本新株予約権の行使指示を行うことができない。また、割当予定先が、当社に関する未公表の重要事実の存在及びその可能性、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響を

もたらず事態の発生及びその可能性に関する認識を有している場合、本契約に基づく行使指定その他の合意等にもかかわらず、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
301,317,500	3,317,500	298,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行の払込金額99,825,000円及び本新株予約権の払込金額の総額(1,842,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(199,650,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用1,500,000円、登記関連費用1,100,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)717,500円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
ゲームパブリッシング事業（1）の展開資金	98,000,000円	平成27年10月～平成28年9月（2）

（1）国内外ゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを獲得し、スマートフォンユーザーに対して、AppStoreやGooglePlayなどの日本国内のアプリマーケットへゲームを提供する事業であります。

（2）ディベロッパー（ゲーム開発会社）からパブリッシャー（当社）へのプロモーションやローカライズを一括して依頼するためのライセンス許諾の契約締結時期により、調達資金の支出予定時期を変更する場合があります。

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブアプリ（3）の開発費等	200,000,000円	平成27年12月～平成29年5月（4）

（3）スマートフォンネイティブアプリとは、ユーザーがスマートフォン端末上でプレイするスマートフォンゲームのうち、AppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケットを経由し、ゲームアプリケーションソフトとして提供され単体動作するゲームソフトであり、複雑なゲーム表現ができる長所があるもので、スマートフォン端末のWebブラウザ上で動作するブラウザゲームと区分してこのように呼ばれるものです。

（4）本新株予約権の行使による払込金額は、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額を変更する場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難になった場合は、収益拡大を最優先とした事業戦略を着実に推進するとともに、その他の資金調達手段についても検討を行ってまいります。

当社は、携帯電話及びスマートフォン・タブレット端末等のモバイル端末を中心に、インターネットを通じて、ユーザーに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う、モバイル事業が主力事業となっております。

モバイル事業においては、スマートフォン市場が急速に成長する一方で、従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が同時並行的に進行しており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。事業モデルにおいても「iモード」に代表されるいわゆる「携帯公式サイト」の月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォンアプリそのものの売り切り販売、もしくはスマートフォン向けのソーシャルゲームにおける「アイテム課金」（ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の課金により収入を得る従量課金制）へと変化してきております。

これらの市場・事業環境の変化により、当社の事業モデルあるいは業績は大きく影響を受けることから、当社では経営資源をソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスにシフトしております。

当社は、平成24年4月よりグリー株式会社が運営・展開するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）「GREE」において、ソーシャルゲーム『グリパチ』（5）の提供をフィーチャーフォン版より開始し、平成24年10月よりスマートフォン（Android）版へサービスを拡大いたしました。

平成25年6月に第三者割当（6）による新株式発行の払込みによる資金調達（以下、「前々年の資金調達」といいます。）による資金によって、パチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリをタイムリーにラインナップしたことでサービス内容の一層の強化を実現し、平成26年3月には登録者数150万人（前年同期87万人）を達成いたしました。

また、平成26年5月には、第三者割当（7）により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権証券の発行の払込みによる資金調達（以下、「前年の資金調達」といいます。）による資金によって、iOS搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資とサービス展開により、『グリパチ』の事業活動を当社の安定的な収益基盤に据え、さらなるユーザー獲得により収益の拡大を図ってまいりましたことで、平成27年3月には登録者数が229万人となりました。今後も、コスト管理の観点からコンテンツ制作の内製化を推し進めると同時にパチンコ・パチスロ機種の人気タイトルをタイムリーに提供し、ユーザー獲得の強化と早期の収益（マネタイズ）化に努める所存であります。

スマートフォン市場においては、スマートフォン端末の普及に合わせスマートフォンゲームユーザーも引き続き拡大傾向にあるなか、通信環境の制約を受けにくいと言われるスマートフォンネイティブアプリがユーザーに幅広く受け入れられ、同市場はダウンロード無料・従量課金型のスマートフォンゲームにおいて、中長きに渡るユーザー利用の定着によって急速に拡大をしております。

このため、当社はスマートフォンネイティブアプリの企画開発・運営を当社コンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、複数タイトルのビジネス化を計画し、前年の資金調達による資金によって、平成27年3月に株式会社スカイリンク（住所：東京都渋谷区恵比寿一丁目8番11号、代表取締役 松本祐一郎、清水博康）との共同開発によるスマートフォン向けゲームアプリケーション『selector battle with WIXOSS』（8）の配信を開始

いたしました。残るタイトルも前年の資金調達による資金によってスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を進めております。

また、スマートフォン市場におきましては、アプリで圧倒的に利用されているのはゲームであり、スマートフォンの成長が成熟期に入りつつも、ユーザー嗜好により急変するゲーム市場のトレンドに合わせたゲームコンテンツを獲得することが当社の事業拡大につながるものと考えております。

当社としましては従来ファーストパーティー（自社開発）とセカンドパーティー（協力会社開発）によるゲームコンテンツの運営を中心としておりましたが、優良なコンテンツを獲得するにはサードパーティー（他社開発）による、日本国内ゲームタイトル並びに日本国内に限定しない海外ゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを、日本市場に適合するように、言語のローカライズ（日本語に翻訳する作業）のみならず、日本のユーザーの嗜好に合わせたゲームバランス、デザイン、機能追加のカルチャライズ（日本の文化や風習・思考などを尊重した調整を行う作業）を行うことで日本市場における最適化を図り、AppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケットを通じて日本国内へゲームを提供するゲームパブリッシング事業を新たに加えることで他社との差別化が図れ、収益の拡大が見込まれることから、今後当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。しかしながら、優良なコンテンツを獲得するためには、著作権取得の際に獲得機会の損失リスクを回避するには機動的に使用できる資金と日本市場に適合するように言語のローカライズ、日本ユーザーの嗜好に合わせたカルチャライズに使用する資金を確保する必要があります。資金調達による資金はゲームパブリッシング事業のタイムリーなビジネス展開による事業拡大を目的とするものであり、今後の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。従いまして、本新株式による資金調達の資金使途は十分に合理性があるものと考えております。

また、当社としましては、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の事業活動を安定的に行うとともに、さらなるユーザー獲得により収益の拡大を図りつつ、今後もスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開による事業の拡大を図る所存であります。しかしながら、スマートフォンネイティブアプリの開発費は資金負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くこと、また、運営費として企画運営の人員費や優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額（ミニマムギャランティー）等が先行して支出されるため、人員の採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため、当社はスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開において、同アプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、手元流動性の急激な低下リスクを回避すべく他社との共同事業プロジェクトとして進めてまいりましたが、他社との共同事業プロジェクトは、反面、ビジネスモデルとしての果実である利益は半減し内部留保も減少します。現在、当社の財務体質は自己資本において繰越欠損が依然として存在しており、早急な欠損金の解消が遅れることも予想されます。このような状況の中、スマートフォンネイティブアプリの中期的なビジネス展開上優良なコンテンツを獲得し、共同事業プロジェクトによらず当社単独でも事業を推進することにより、今後の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。そのためには、十分な投資資金をさらに確保することが重要であるため、前年に引き続き資金調達により資金を確保し、スピード重視の本業界において、同事業の速やかな遂行を実現したいと考えております。従いまして、本新株予約権による資金調達の資金使途は十分に合理性があるものと考えております。

本新株式と本新株予約権の発行及び行使（以下、「本資金調達」と言います。）により調達する資金の具体的な使途であるゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金の支出予定時期は、平成27年10月から平成28年9月までを予定しており、スマートフォンネイティブアプリの開発費等の支出予定時期は、平成27年12月から平成29年5月までを予定しております。

本新株式につきましては、本新株式の払込金額は払込期日に確保はできるもののディベロッパー（ゲーム開発会社）とパブリッシャー（当社）のプロモーションやローカライズを一括して依頼するためのライセンス許諾契約の締結時期により、調達資金の支出予定時期を変更する場合があります。

本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使による払込金額は、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額が変更となる場合もあり、本新株予約権の行使期間としております。また、資金の調達時期には変更もあることからスマートフォンネイティブアプリの資金調達による資金使途については、人員の採用状況やコンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。なお、本新株予約権の行使につきましては、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては行使が進まず、当該状況が継続した場合には、当社の資金需要に沿った資金の確保が困難になる場合もあります。当社としましては本資金調達が困難になった場合には、事業計画の見直しとともに、選択と集中による資金使途以外の事業経費の削減を行うなどの資金繰りを実施し、あるいは別途手段による資金調達の検討も進めていく所存であります。

当社は、上述しましたように、今後当社が成長するためには本資金調達により資金を確保し、収益性の向上に努め事業戦略を着実に推進することで財務状況も改善され、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えております。また、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、資金使途別に別口座として安定的に管理をしております。

（ 5 ）『グリパチ』とは、グリーン株式会社が運営するソーシャルゲーム「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼働しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。現在フィーチャーフォ

ン、Android OS搭載スマートフォン、i OS搭載スマートフォンにおいて、ユーザーに人気の実機シミュレーターをタイムリーに提供し、ユーザー数の拡大を図っております。

- (6) 割当予定先は株式会社サイカン、株式会社応援団、オズミックコーポレーション株式会社、ネクストイノベーション株式会社の4社であります。また、株式会社サイカン(住所:東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地、代表取締役 角田俊久)は、平成27年3月末時点で当社の株式2,484,800株(総議決数に対する所有議決権数の割合52.05%)を保有する当社の親会社であります。
- (7) 割当予定先は第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を株式会社サイカんに、第2回新株予約権証券の全額をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てております。
- (8) 『selector battle with WIXOSS』とは、TOKYO MX・MBS・テレビ愛知・BS11にて放送されていたテレビアニメ「selector infected WIXOSS」及び「selector infected WIXOSS」を題材としたスマートフォンネイティブアプリです。アニメ内で少女たちがプレイする「WIXOSS」は、実際のトレーディング・カードゲームとして株式会社タカラトミー(住所:東京都葛飾区立石七丁目9番10号、代表取締役社長CEO 富山幹太郎)より販売され、人気を博しており、関連する本アプリも各方面から注目を集めています。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社サイカン
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久
資本金	2,300百万円
事業の内容	オンライン・ネットワークを利用したゲームの企画、開発、サービスの提供
主たる出資者及びその出資比率	Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国) 95.65%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社株式を2,762,577株(所有議決権比率54.69%)保有する当社筆頭株主であります。(注)2
人事関係	角田俊久氏は、当社取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1．割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年5月25日現在におけるものです。
 2．所有株式数は平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として、平成27年4月8日に株式会社サイカンが第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により増加した株式数を調整して記載をしております。

(2) 割当予定先の選定理由

本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、平成3年12月に海外ゲームの国内販売を目的に設立されたマイクロワールド株式会社を母体としておりますが、平成5年に事業活動を休止しております。その後、平成12年にパチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更し、翌13年より株式会社日本テレネットが行っていた携帯電話向けコンテンツ配信サービス事業を引き継ぎ、本格的に事業を始動いたしております。現在、「新たなエンターテインメント・コミュニティの創造」を企業理念として、モバイル端末向けにゲームを中心とするアプリの開発・提供を行っております。

現在の国内における情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、スマートフォンアプリ市場及びSNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。その中で、当社が事業を展開しているモバイルコンテンツ市場でも、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められております。

このような環境のもと、当社は、スマートフォン市場の成長と従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が進行し、ユーザーの市場移行による影響により携帯公式サイト課金対象会員数も減少傾向にあることから、事業をソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへシフトし、スマートフォン向けアプリの企画開発に注力してまいりました。

しかしながら、スマートフォン向けアプリの企画開発費用については、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、財務面においても手元流動性が急激に低下いたしました。

この結果、平成24年3月期より平成26年3月期までの3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況となり、平成25年3月期第2四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在してまいりました。

当社は、財務リスクの解消に向けて、平成26年3月期において前々年の資金調達を行い、事業モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金を確保し、財務リスク軽減を目的とする借入金返済に充当した金額を除き、調達した資金によってスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化いたしました。しかしながら、平成26年3月期の第3四半期会計期間において黒字化を達成したものの、第4四半期会計期間において予定されていたスマートフォン向け人気パチスロ実機シミュレーターゲームのコンテンツが、タイアップ先のメーカー実機の販売開始の遅れから配信が遅延し、収益獲得前の先行的な費用支出をカバーできず当初の計画を達成するには到らず、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するには到りませんでした。

このため、当社は、平成27年3月期において前年の資金調達を行い、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資に必要な資金を確保し、同アプリの収益拡大による事業活動の安定化を実現、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資を進めることができました。

当社は、平成26年3月期まで3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっておりますが、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、経営資源の選択と集中を図ってまいりました結果、平成27年3月期においては、第2四半期累計期間より営業利益、四半期純利益を計上し、通期においても営業利益、当期純利益の計上と、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなり、本格的な業績の回復を確信するとともに、前年の資金調達により資金を確保いたしましたことで、今後の事業展開における収益性と財務状況を勘案し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消いたしました。

スマートフォン市場においては、スマートフォンの成長が成熟期に入りつつも、アプリで圧倒的に利用されているのはゲームであり、ユーザー嗜好により急変するゲーム市場のトレンドに合わせてゲームコンテンツを獲得することが当社の事業拡大につながるものと考えております。当社としましては従来ファーストパーティー（自社開発）とセカンドパーティー（協力会社開発）によるコンテンツの運営を中心にしておりましたが、優良なゲームコンテンツを獲得するにはサードパーティー（他社開発）との連携によって、日本国内ゲームタイトル並びに日本国内に限定しない海外ゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを日本国内のユーザーに対し、言語のローカライズ、ゲームバランス、デザイン、機能追加のカルチャライズを行うことで日本市場における最適化を図り、AppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケットを通して日本国内へゲームを提供するゲームパブリッシング事業を新たに展開することで競合他社との差別化を図り、収益を拡大していきたいと考えております。また、優良なコンテンツを獲得するためには、著作権取得時における獲得機会の損失リスクを回避するための機動的に使用できる資金さらには日本市場に適合するような上記ローカライズ・カルチャライズに使用する資金を十分に確保する必要があります。本資金調達はゲームパブリッシング事業のタイムリーなビジネス展開により事業拡大を目的とするものであり、将来の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。

また、当社はスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開において、スマートフォン向けアプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから手元流動性の急激な低下リスクを回避するため、他社との共同事業プロジェクトとして進めてまいりましたが、このビジネスモデルにおいては、果実として得られる利益は半減いたします。継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消されたものの、財務体質としては自己資本において繰越欠損が依然として存在しており、早急な欠損金の解消を望めないことから、今後のスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開において、優良なコンテンツを獲得しスマートフォン向けアプリの企画開発を当社単独で推進することが重要であり、十分な投資資金を確保することで収益の拡大を図り、財務体質の健全化が重要であると考えております。

ソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスについては、今後も市場の変化によっては引き続き当社の業績と成長も大きく影響を受けることから、当社の財務体質を強化するための新たな資金調達が急務となっております。

前述の「第15 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しましたとおり、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・従量課金型のゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着によって急速に拡大しております。当社としましては、ゲームパブリッシング事業をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな重点事業として位置づけ、将来に向けてビジネス化を計画しております。このためには十分な投資資金を確保し、事業展開を推進することが必要と考えております。当社としましては、収益面、コスト管理、財務面においても改善施策に取り組んでおりますが、本資金調達により調達した資金により、成長投資を行うことが可能となることで、当社の事業戦略を円滑に推進することができ、当社の競争力と収益力の向上が図れるものと考えております。

当社の財務状況に照らしても早急に、株主、債権者、取引先等ステークホルダーの皆様の当社に対する信用を回復することが、当社の企業価値の保全に極めて重要な状況にあることから、本資金調達を速やかに行い、この資金調達により財務基盤を確保し、成長に向けた投資を行うことで、収益力の拡大と信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断いたしました。

本資金調達方法を選択した理由

当社は、前々年の資金調達においては事業モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。これは財務状況の悪化による上場廃止基準抵触のリスクや信用不安等のリスクを回避し、これらを払拭するための資金が必要と判断し、希薄化が発生する中で定時株主総会決議を条件に株式の第三者割当を実施いたしました。前年の資金調達においては当社の収益基盤となるソーシャルゲーム『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資に必要な資金の確保を目的として第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行による資金調達を実施しており、三期連続した資金調達を実施するに当たりましても既存株主の皆様への株式の希薄化リスクは合理的な理由がない限り避けるべきであると考えております。

当社は、本資金調達をするにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

銀行借入につきましては、上述しましたとおり当社は平成26年3月期まで3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を

生じさせるような状況が存在してありましたことで、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況にありました。

公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり既存株主への公平性に配慮した手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であり、当社が3期連続して赤字を計上し無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く困難と判断いたしました。

ライセンス・オフリングにつきましては、当社が金融取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライセンス・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライセンス・オフリングがありますが、コミットメント型ライセンス・オフリングは国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要し、引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライセンス・オフリングは名古屋証券取引所において新株予約権証券の上場基準の見直しが行われており、当社が最近2年間に経常損失を計上していることから行うことができません。

前年の資金調達で選択した第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行につきましては、様々な商品設計が考えられ一度に多額な資金を得ることが可能であるものの、新規事業の収益が上がっても、市場等何らかの要因で当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金返済と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を急激に圧迫する恐れがあります。また、当社が3期連続して赤字を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在してありましたため、現実的には引受先が見つからないという懸念もありました。

前々年で選択した第三者割当による新株式の発行につきましては、一度に新株式を発行することで必要資金の調達は可能となりますが、株価変動による影響によっては有利発行や大規模な第三者割当の規制懸念もあり、また同時に1株当たり利益の希薄化が発生することで株価への影響が大きい手法でもあります。資金調達方法の検討を行うに当たり、調達方法の全てを第三者割当による新株式の発行とした場合、今回の資金調達総額は前年を上回ることから、全て新株式で調達することに同意する引受者を見つけることは難しいと判断したものの、前々年で選択した第三者割当による新株式の発行において、割当先全ての払込みが完了し財務基盤の拡充が図れた実績があることから、割当予定先の要望や協議次第では引受者が見つかる可能性のある資金調達方法であると判断いたしました。

前年の資金調達で選択した第三者割当による新株予約権の発行につきましても、全てを第三者割当による新株予約権の発行によった場合、株価変動による影響によっては行使が進まず、先行投資に必要な初期コストの確保も確定的ではなく、手元資金からの捻出が困難な場合には、事業開始時期にも支障をきたす場合があります。しかしながら、前年の資金調達で選択した第三者割当による新株予約権の発行において、その後、当社が想定した以上に新株予約権の全てが短期間に行使され、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた資金が確保できた実績があること、また、急激な株価への影響もみられなかったことから、資金調達総額は前年を上回るものの本資金調達においても割当予定先との協議次第では可能性のある資金調達方法であると判断いたしました。

上記を総合的に判断し本新株式と本新株予約権を組み合わせることで、新株式の発行により初期に一定の資金を調達し、緊急に版權を取得する際に想定される資金不足による機会損失リスクを回避し、中長期に予定する資金用途については残りの調達を新株予約権にすることで一度に大幅な希薄化を引き起こすのではなく、希薄化を複数回に分かれた段階的なものにするすることで、市場へのインパクトを薄めることとなります。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、本資金調達による資金は新規事業であるゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金と今後の主力事業と成りうるスマートフォンネイティブアプリの開発費等に向けた成長投資に充当し、新規事業と成長事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。

当社は本新株式と本新株予約権発行を組み合わせた今回の資金調達方法につきましては、ゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金については、優良なコンテンツの版權獲得に使用する資金を短期間に確保することで、目的とする資金の機動的な使用が可能となり、スマートフォンネイティブアプリの開発費等については中長期的に継続して展開する資金を段階的に確保することで、目的とする資金の事業進捗に関する費用として段階的に使用するという当社の資金需要に合致しており、当社が事業を推し進める上での自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担、中期的な事業への資金調達を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本資金調達方法が最適であると判断いたしました。

なお、本資金調達における本新株予約権につきましては、商品設計等において市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項は付しておらず、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株式の既存株主の皆様の株式の希薄化に配慮しております。また、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができること、新株予約権には取得条項が付されていることで行使期間中に資本政策の変更が必要となった場合は当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となり既存株主の皆様への希薄化リスクに一定程度配慮する方法となっており、この権利行使により自己資本の拡充も期待できるスキームとなっております。

割当予定先を選定した理由

このような状況から、当社は、本新株式と本新株予約権による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。

当社は、今般の第三者割当による本新株式と本新株予約権の募集に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当先として、株式会社サイカン（以下、サイカン社という。）とマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、マイルストーン社という。）を選定いたしました。

サイカン社

割当予定先のサイカン社につきましては、平成26年3月31日現在当社株式を2,484,800株（所有議決権比率55.26%）保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社としてサイカン社の親会社となるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）は、韓国のゲームソフト会社であるGRAVITY Co.,Ltd.（NASDAQ上場）元会長である金正律氏が創設した会社であり、GRAVITY Co.,Ltd.が開発した『ラグナロクオンライン』は世界的なヒットゲームとして、日本ではガンホー・オンライン・エンターテインメント株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目8番1号、代表取締役会長 孫泰蔵）が運営しております。金正律氏はオンラインゲーム事業での成功実績からCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）の事業展開における指導的見地により、中長期の事業方針をスマートフォン向けコンテンツビジネスへの展開に転換したことで、当社との事業シナジーを期待し資本提携の維持を図ってまいりました。このためサイカン社も親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）とともに、本資金調達につきましても、親会社として、ゲームパブリッシング事業の推進に対しての支援表明とともに、当社が海外コンテンツを獲得した場合の事業シナジーが見込めることから今回の資金調達に対して出資の意思表明をしており、前々年及び前年の資金調達において引受先としての実績もあります。

サイカン社は、本新株式により同社が引き続き当社の筆頭株主となりますが、サイカン社は、当社とサイカン社の親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）がスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を、グループとして、新たな事業方針としており、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書において、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしており、株式流動性の向上についても理解をいただいております。

また、当社はゲームパブリッシング事業のビジネス展開をする上で、Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版權獲得による事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ることで当社競争力の強化につながるものと考えております。

サイカン社の親会社（所有議決権比率95.65%）であり、当社の実質的な親会社であります。

マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成21年2月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があります。当社は、前年の資金調達において割当予定先となり得る事業会社や投資会社等を選定する過程で、当社専務取締役塚原謙次が、平成24年4月に資本政策のご提案を受けておりました本第三者割当増資の設計を担当した株式会社ブルーラス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口真人、以下ブルーラス社）取締役岡田広氏に、割当予定先となり得る候補先の紹介を依頼し、平成26年1月にマイルストーン社をご紹介いただきました。秘密保持契約書（契約期間2年、満了後1年毎の自動更新）を締結後、平成26年2月にマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と、当社代表取締役羽成正己、専務取締役塚原謙次、取締役趙容峻が面談し、前年の資金調達の説明を行うとともにマイルストーン社の実績等についての説明を受けました。

当社はマイルストーン社との協議の結果、マイルストーン社から前年の本資金調達方法における当社の要望を受け入れた上で、前年の新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。

当社は、前年の資金調達実施に当たり、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断し、秘密保持契約を締結の上、当社は改めて経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、前年の新株予約権の行使の際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。

た。また、前年の新株予約権に取得条項を付すことにつきましても同意いただき新株予約権の募集割当先といたしました。なお、前年の新株予約権の発行後につきましては、平成26年5月より7月の短期間において新株予約権は全て行使されております。

当社は本資金調達に当たりましても、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断し、平成27年3月に当社代表取締役羽成正己がマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と面談し、経営環境、事業戦略及び本資金調達の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権の行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。また、本資金調達におきましても前年の資金調達と同様に本新株予約権に取得条項を付すことを同意されております。

(3) 割り当てようとする新株式及び新株予約権の目的となる株式の数

本新株式

サイカン社に割り当てる本新株式の発行による株式の総数は137,500株であります。

本新株予約権

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は275,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

サイカン社

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、本資金調達により交付を受けることとなる当社普通株式については、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

サイカン社

割当予定先のサイカン社は、本新株式の引受けに係る払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)を親会社とする企業グループにおいて十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表(平成26年12月期決算)により現金及び預金の残高(平成26年12月31日現在91百万円)を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。サイカン社は本新株式の引受けに係る払込みに要する資金を、株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ(注)から企業グループ間の資金調達により、平成27年4月21日に本新株式の引受けに必要な資金を確保しております。当社は、金銭消費貸借契約書と普通預金通帳から資金の調達手段、資金移動結果、預金残高を確認し、ヒアリング内容と相違ないと判断しました。また、割当予定先のサイカン社は親会社として本新株式の引受けに係る払込みの意思表示をしていることから、問題はないものと判断しております。

(注) サイカン社と同じく、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)を親会社とする当社の兄弟会社であります。

マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社とは、本新株予約権の引受けに係る払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、マイルストーン社の直近の事業報告書(平成27年1月期決算)により現金及び預金の残高(平成27年1月31日現在568百万円)を把握したうえで、マイルストーン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はマイルストーン社から平成27年4月28日現在の預金残高照会結果を入手して直近の預金残高を確認し、マイルストーン社は引受けに係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

サイカン社

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、当社は上場企業として反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、サイカン社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範を初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明しております。また、当社はサイカン社が筆頭株主となった後、平成19年3月に上場しております名古屋証券取引所より、「合併等による実質的継続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受け、「株券上場審査に準じて株式会社名古屋証券取引所が定める基準」に適合するかの審査時に、当社の反社調査結果の提出とサイカン社からの宣誓書類を提出し、審査の結果、平成22年3月に解除されました。審査後は、上場会社の親会社も「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第40条（反社会的勢力の関与の禁止）」を遵守していることから、名古屋証券取引所からファイナンス時に改めて反社会的勢力等との関与確認は不要とされておりますが、当社としましても、上場会社の親会社としてサイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

マイルストーン社

本資金調達に当たり、前年の資金調達と同様に割当予定先のマイルストーン社に面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者：代表取締役脇山太介）の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社帝国データバンク（住所：東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者：代表取締役後藤信夫）の信用調査レポートの内容で得られた企業情報から当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については、割当予定先であるマイルストーン社が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月22日の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の終値である726円と致しました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本第三者割当の発行価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値726円は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均は767円（発行価額との乖離率同 5.35%）、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均は927円（同 21.68%）、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均は976円（同 25.62%）となっております。

当社といたしましては、発行価額の算定に当たっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社取締役会が、発行価額の決定に際し直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、平成27年5月13日に「平成27年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」及び「継続企業の前提に関する重要事象等の記載解消に関するお知らせ」を開示しており、直前営業日の終値がこれらの情報の開示から一定期間を置いた株価であること、客観的な市場取引により形成された株価であると考えられることから、当社の企業価値を反映しており、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

本新株予約権

当社は本新株予約権の発行価額の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案いたしました。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるプルータス社に

本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権の発行要項及び一定の条件（権利行使価格726円/株、満期までの期間2年間（平成27年6月11日から平成29年6月10日まで）、株価726円/株（基準となる当社普通株式の平成27年5月22日の終値）、株価変動性（ボラティリティ）120.20%、配当利回り0%、無リスク利率0.005%（満期日までの期間に対応した償還年月日平成29年5月15日の中期国債352(2)の流通利回り）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）当社は基本的には割当予定先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。（ロ）割当予定先は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。（ただし、売却にあたっては、市場への影響を考慮し、1日に売却できる株式数を、1日当たり平均売買出来高の5%とする。）、平均売買出来高約25,100株/日（直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高）、その他本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値（新株予約権1個につき6,700円）を算定し、本新株予約権の発行価格に採用いたします。

なお、本新株予約権の価値評価を依頼したブルーアス社は、主に上場会社及び非上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定の事業を営んでいる会社であります。当社は、平成26年1月21日に秘密保持契約を結んだ後、前年の資金調達における新株予約権付社債及び新株予約権の価値評価にかかる業務委託契約を同社と締結いたしております。当社は、今回の資金調達の検討過程で、前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査を、前年の資金調達における調査と同様に実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月22日の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の終値である726円と致しました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本第三者割当の行使価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値726円は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均は767円（行使価額との乖離率同 5.35%）、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均は927円（同 21.68%）、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均は976円（同 25.62%）となっております。

当社といたしましては、行使価額の算定に当たっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社取締役会が、行使価額の決定に際し直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、平成27年5月13日に「平成27年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」及び「継続企業の前提に関する重要事象等の記載解消に関するお知らせ」を開示しており、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映しており、行使価額が特に有利な行使価額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員も、取締役会の判断において決定された行使価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、行使価額が特に有利な行使価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の発行による株式数及び本新株予約権の行使による株式数は、それぞれ137,500株及び275,000株と合計412,500株（議決権数4,125個）となり、平成27年5月25日現在の発行済株式総数（注）5,051,495株（議決権数50,511個）に対しては8.17%（議決権比率8.17%）の希薄化が生じます。これにより、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

（注）平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数は4,773,718株（議決権の数47,734個）であります。平成26年5月12日開催の当社取締役会において決議されたサイカン社を割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数277,777株が、平成27年4月8日付で転換行使され、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式総数は5,051,495株（議決権の数50,511個）となっております。

当社は、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、平成27年3月期に継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消いたしました。今後も当社を取り巻く事業環境の変化が激しいことも見込まれることから、今後当社の新たなビジネス展開となるゲームパブリッシング事業に機動的な資金投入と、スマートフォンネイティブアプリの中期的にビジネス展開を推進し収益拡大を図るには、多額の資金を調達することが必要であります。

しかしながら、前述しましたとおり、銀行借入につきましては現況において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していたことで、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難であります。

当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、本資金調達により調達した資金を前述しました「第15 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」のとおり、中期的な施策に充当することにより、事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保するためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社としましては、現在のように厳しい経営環境の中、将来継続的且つ安定的に収益を計上できる企業となるためには、新たにゲームパブリッシング事業を展開することで差別化を図り、将来のビジネス基盤に成長すると見込まれるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた当資金調達規模は相当でありまた必要であると考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、本新株式の発行価額と同じ1株当たり726円であります。これは平成27年3月期の1株当たり純資産82.14円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去2期の1株当たり当期純利益は、平成26年3月期 26.93円(前事業年度において1株につき100株の株式分割を行っており、期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。)、平成27年3月期 23.19円といずれも本新株予約権の行使価額を下回っております。調達した資金を新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に機動的にして投下し、収益の拡大を図り、1株当たり当期純利益につきましても改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式と本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしております。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ137,500株及び275,000株と合計412,500株となりますので、平成27年5月25日現在の発行済株式総数5,051,495株(議決権数50,511個)に対して、合計8.17%(議決権比率8.17%)の希薄化が生じます。

当社は、本資金調達において本新株式の発行及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役3名(うち2名は社外監査役)に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役3名(うち2名は社外監査役)からは、本新株式の発行及び本新株予約権の発行要領の内容及び前述のブルーラス社からの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株式の発行及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成27年5月25日開催の取締役会において、本新株式の発行及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株式の発行及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地	2,762,577	54.69%	2,900,077	53.08%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号			275,000	5.03%
ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サービス パリス ジャスデック ノートリーティ (常任代理人香港上海銀行東京支店)	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS FRANCE (東京都中央区日本橋三丁目11番地1号)	134,300	2.66%	134,300	2.46%
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエス ジャパン (常任代理人株式会社東京三菱UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番地1号)	84,700	1.68%	84,700	1.55%
寶田 全康	福岡県春日市	70,100	1.39%	70,100	1.28%
稲田 光造	東京都港区	65,900	1.30%	65,900	1.21%
羽成 正己	東京都板橋区	62,300	1.23%	62,300	1.14%
ネクストイノベーション株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番地1号	61,000	1.21%	61,000	1.12%
コムシード従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地	52,800	1.05%	52,800	0.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	49,600	0.98%	49,600	0.91%
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号	48,400	0.96%	48,400	0.89%
計		3,391,677	67.15%	3,804,177	69.63%

(注) 1. 所有株式数は平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として、平成27年4月8日にサイカン社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により増加した株式数を調整して記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク (15) 株式価値の希薄化について」につきましては、平成26年5月12日開催の当社取締役会決議による株式会社サイカンを割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数277,777株が平成27年4月8日に全て転換行使され、また、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第2回新株予約権証券の目的である株式の総数277,000株が平成26年5月30日より7月25日の期間において全て行使されておりますが、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月25日）までの間において発生した事業等のリスクの変更は以下のとおりであります。

また、有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（変更事項）

(15) 株式価値の希薄化について

当社は、平成27年5月25日開催の当社取締役会において、株式会社サイカン及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による新株式及び第4回新株予約権証券の発行を行うことを決議いたしました。

株式会社サイカンに割り当てる新株式の発行総数は137,500株、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる第4回新株予約権証券の目的である株式の総数は275,000株であります。

当社の平成27年5月25日現在の当社の発行済株式総数は5,051,495株（議決権の個数50,511個）であり、新株式及び第4回新株予約権の行使により、それぞれ137,500株（議決権の個数1,375個）及び275,000株（議決権の個数2,750個）の合計412,500株（議決権の個数4,125個）の新株式が発行されることになり、発行済株式総数は5,051,495株（議決権の個数50,511個）に対して8.17%（議決権の総数に対する割合は8.17%）の希薄化率となることから、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することとなります。

また、今後当社が大規模な資金調達を行い株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場の動向によっては需要供給のバランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日（平成26年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成26年6月26日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成26年6月26日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

羽成正己、塚原謙次、角田俊久、趙容峻、沈宰範を取締役に選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

谷口郁夫を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
羽成 正己	24,848				可決（55.26%）
塚原 謙次	24,848				可決（55.26%）
角田 俊久	24,848				可決（55.26%）
趙 容峻	24,848				可決（55.26%）
沈 宰範	24,848				可決（55.26%）
第2号議案				（注）	
谷口 郁夫	24,848				可決（55.26%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算していません。

3．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日（平成26年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月25日）までの間において、以下のとおり増減しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年6月28日 （注）1	7,634	45,134	62,484	631,367	62,476	62,476
平成25年10月1日 （注）2	4,468,266	4,513,400		631,367		62,476
平成26年5月30日 ～7月25日（注）3	277,000	4,790,400	50,607	681,975	50,607	113,084
平成27年3月10日 （注）4	16,682	4,773,718		681,975		113,084
平成27年4月8日 （注）5	277,777	5,051,495	50,000	731,975	50,000	163,084

（注）1．第三者割当増資（発行価格16,369円、資本組入額8,185円、払込金総額124,960千円）

2．普通株式1株を100株に分割

3．第2回新株予約権証券の行使

4．自己株式の消却

5．第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換行使

4．最近の業績の概要について

平成27年5月13日開催の取締役会において決議された第24期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 127,013	1 313,607
受取手形	3,500	25,000
売掛金	173,190	214,951
商品及び製品	7,053	5,827
原材料及び貯蔵品	3,630	2,857
前渡金	1,008	13,300
前払費用	9,430	15,087
未収入金	24,882	237
その他	741	720
貸倒引当金	7	21
流動資産合計	350,441	591,569
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,527	16,206
減価償却累計額	2 7,201	2 8,711
建物（純額）	8,326	7,494
工具、器具及び備品	47,258	50,181
減価償却累計額	35,520	39,087
工具、器具及び備品（純額）	11,738	11,093
有形固定資産合計	20,064	18,588
無形固定資産		
電話加入権	448	448
ソフトウェア	16,115	77,141
ソフトウェア仮勘定	-	14,337
コンテンツ資産	5,055	-
無形固定資産合計	21,619	91,927
投資その他の資産		
長期前払費用	-	583
繰延税金資産	-	22,218
差入保証金	24,152	23,482
破産更生債権等	30,717	-
貸倒引当金	30,717	-
投資その他の資産合計	24,152	46,284
固定資産合計	65,836	156,800
資産合計	416,277	748,369

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	115,678	100,607
1年内返済予定の長期借入金	16,668	16,668
未払金	18,729	22,962
未払費用	2,422	2,809
未払法人税等	4,110	8,969
未払消費税等	9,418	19,529
預り金	1,953	35,870
流動負債合計	168,980	207,417
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	100,000
長期借入金	33,332	16,664
退職給付引当金	10,269	10,269
役員退職慰労引当金	19,329	19,197
長期預り保証金	2,427	2,427
固定負債合計	65,357	148,557
負債合計	234,338	355,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	631,367	681,975
資本剰余金		
資本準備金	62,476	113,084
資本剰余金合計	62,476	113,084
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	494,549	402,906
利益剰余金合計	494,549	402,906
自己株式	17,355	-
株主資本合計	181,939	392,153
新株予約権	-	240
純資産合計	181,939	392,393
負債純資産合計	416,277	748,369

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	894,946	1,212,462
売上原価	646,697	765,177
売上総利益	248,248	447,285
販売費及び一般管理費	1,234,581	1,234,567
営業利益又は営業損失()	95,333	99,718
営業外収益		
受取利息	20	48
業務受託料	-	660
貸倒引当金戻入額	2,268	567
その他	160	0
営業外収益合計	2,449	1,275
営業外費用		
支払利息	382	753
支払手数料	3,657	936
株式交付費	1,984	-
社債発行費	-	5,430
営業外費用合計	6,025	7,120
経常利益又は経常損失()	98,909	93,873
特別損失		
減損損失	14,956	-
特別損失合計	14,956	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	113,866	93,873
法人税、住民税及び事業税	2,290	7,010
法人税等調整額	-	22,218
法人税等合計	2,290	15,207
当期純利益又は当期純損失()	116,156	109,081

〔売上原価明細書〕

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
期首商品たな卸高		8,080		7,053	
当期商品仕入高		4,715		7,321	
計		12,795		14,374	
他勘定振替高		70		165	
期末商品たな卸高		7,053		5,827	
商品売上原価		5,671	0.9	8,380	1.1
役務原価					
労務費		88,449	13.7	92,796	12.1
外注費		210,240	32.5	190,905	25.0
経費		342,335	52.9	473,094	61.8
役務原価		641,025	99.1	756,796	99.0
当期売上原価		646,697	100	765,177	100

(注) 原価計算の方法

個別原価法によっております。

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
貯蔵品(千円)	70	165

2. 経費のうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
情報使用料(千円)	55,844	13,988
著作権料(千円)	232,661	407,123
減価償却費(千円)	11,327	12,987
通信費(千円)	24,752	22,925

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	568,883	-	-	-	378,393	378,393	17,355
当期変動額							
新株の発行	62,484	62,476		62,476		-	
新株の発行（新株予約権の行使）				-		-	
当期純利益又は当期純損失（ ）				-	116,156	116,156	
自己株式の取得				-		-	
自己株式の消却				-		-	
利益剰余金から資本剰余金への振替				-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-		-	
当期変動額合計	62,484	62,476	-	62,476	116,156	116,156	-
当期末残高	631,367	62,476	-	62,476	494,549	494,549	17,355

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	173,134	-	173,134
当期変動額			
新株の発行	124,960		124,960
新株の発行（新株予約権の行使）	-		-
当期純利益又は当期純損失（ ）	116,156		116,156
自己株式の取得	-		-
自己株式の消却	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-		-
当期変動額合計	8,804	-	8,804
当期末残高	181,939	-	181,939

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	631,367	62,476	-	62,476	494,549	494,549	17,355
当期変動額							
新株の発行				-		-	
新株の発行（新株予約権の行使）	50,607	50,607		50,607		-	
当期純利益又は当期純損失（ ）				-	109,081	109,081	
自己株式の取得				-		-	82
自己株式の消却			17,437	17,437		-	17,437
利益剰余金から資本剰余金への振替			17,437	17,437	17,437	17,437	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-		-	
当期変動額合計	50,607	50,607	-	50,607	91,643	91,643	17,355
当期末残高	681,975	113,084	-	113,084	402,906	402,906	-

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	181,939	-	181,939
当期変動額			
新株の発行	-		-
新株の発行（新株予約権の行使）	101,215		101,215
当期純利益又は当期純損失（ ）	109,081		109,081
自己株式の取得	82		82
自己株式の消却	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	240	240
当期変動額合計	210,214	240	210,454
当期末残高	392,153	240	392,393

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	113,866	93,873
減価償却費	19,250	17,135
減損損失	14,956	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	7,951	30,703
退職給付引当金の増減額（ は減少）	537	-
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	-	132
受取利息及び受取配当金	20	48
支払利息	382	753
株式交付費	1,984	-
社債発行費	-	5,430
売上債権の増減額（ は増加）	76,657	63,260
たな卸資産の増減額（ は増加）	2,552	1,998
仕入債務の増減額（ は減少）	80,136	15,070
その他の流動資産の増減額（ は増加）	15,671	12,438
前払費用の増減額（ は増加）	4,358	5,681
長期前払費用の増減額（ は増加）	6,372	583
破産更生債権等の増減額（ は増加）	7,948	30,717
その他の流動負債の増減額（ は減少）	9,243	20,931
小計	76,235	67,797
利息及び配当金の受取額	20	48
利息の支払額	394	728
法人税等の支払額	949	2,297
法人税等の還付額	3,192	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,366	64,822
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,487	3,601
無形固定資産の取得による支出	3,000	81,498
投資有価証券の売却による収入	50	-
敷金の差入による支出	-	266
その他の収入	-	27,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,437	57,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	50,000	-
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	-	16,668
株式の発行による収入	124,960	-
株式の発行による支出	1,984	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	99,720
新株予約権付社債の発行による収入	-	94,569
リース債務の返済による支出	179	-
新株予約権の発行による収入	-	1,735
自己株式の取得による支出	-	82
財務活動によるキャッシュ・フロー	122,796	179,274
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	43,991	186,594
現金及び現金同等物の期首残高	83,021	127,013
現金及び現金同等物の期末残高	127,013	313,607

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金	- 千円	50,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
一年以内返済予定長期借入金	16,668千円	16,668千円
長期借入金	33,332千円	16,664千円
合計	50,000千円	33,332千円

2 減価償却累計額

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
広告宣伝費	23,568千円	6,978千円
役員報酬	39,851	43,847
給料手当	134,571	146,090
法定福利費	21,111	22,667
支払報酬	21,489	21,095
減価償却費	7,922	4,147
支払地代家賃	25,109	23,431
支払手数料	22,762	26,192

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	千円	960千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	37,500	4,475,900		4,513,400
合計	37,500	4,475,900		4,513,400
自己株式				
普通株式（注）2	166	16,434		16,600
合計	166	16,434		16,600

（注）1．普通株式の株式数の増加4,475,900株は、定時株主総会決議に基づく第三者割当による新株の発行による増加7,634株、取締役会決議に基づく株式分割による増加4,468,266株によるものです。

2．自己株式の株式数の増加16,434株は、取締役会決議に基づく株式分割によるものです。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	4,513,400	277,000	16,682	4,773,718
合計	4,513,400	277,000	16,682	4,773,718
自己株式				
普通株式（注）2	16,600	82	16,682	
合計	16,600	82	16,682	

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加277,000株は新株予約権の行使によるものであり、減少16,682株は自己株式の消却によるものです。

2. 自己株式の株式数の増加82株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少16,682株は消却によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第2回新株予約権（注）	普通株式	-	277,000	277,000	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	240
合計		-	-	277,000	277,000	-	240

（注）第2回新株予約権の当事業年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	127,013千円	313,607千円
現金及び現金同等物	127,013	313,607

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,947千円	-千円
無形固定資産償却超過額	113,020	102,529
保証金償却	926	1,120
減損損失	10,947	7,880
未払事業税	692	757
退職給付引当金	3,659	3,320
役員退職慰労引当金	6,888	6,208
繰越欠損金	472,524	359,777
その他	2,018	1,120
繰延税金資産小計	621,625	482,716
評価性引当額	621,625	460,497
繰延税金資産の合計	-	22,218

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)		35.64%
交際費等永久に損金に算入され ない項目		2.28
住民税均等割		0.87
評価性引当額の増減によるもの 税率変更による期末繰延税金資 産の影響額		58.77
その他		3.02
税効果会計適用後の法人税等の 負担率		0.77
		16.20

税引前当期純損失を計上しているため、
記載しておりません。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は2,831千円減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は、フィーチャーフォン及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じてユーザーに対し、コンテンツの提供や情報の配信を行うモバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	40.46円	82.14円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）	26.93円	23.19円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		22.08円

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）		
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）（千円）	80,960	109,081
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）（千円）	80,960	109,081
普通株式の期中平均株式数（株）	4,129,700	4,703,585
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）		
普通株式増加数（株）		236,984
（うち新株予約権（株））		（4,108）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		第3回新株予約権 （新株予約権の目的となる株式の数120,000株）

- （注）1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失金額を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使

平成27年4月8日付で、株式会社サイカンが保有する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について権利行使がなされ、全額の100,000千円が株式に転換されております。

この結果、転換社債型新株予約権付社債が100,000千円減少し、株式数は277,777株、資本金及び資本準備金はそれぞれ50,000千円増加いたしました。

これにより、平成27年4月8日現在の発行済株式総数は5,051,495株に、資本金は731,975千円に、資本準備金は163,084千円となっております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月26日

コムシード株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月12日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の募集を決議し、平成26年5月29日に払込が完了した。また、当該新株予約権の一部が行使された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月12日開催の取締役会決議に基づき、会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）を発行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、コムシード株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

コムシード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。